

## 江南市公共施設再配置計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 江南市公共施設再配置計画の策定等に関し、その基本的事項を審議するため、江南市公共施設再配置計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 市が所有する公共施設、公用施設その他の建築物をいう。
- (2) 再配置 公共施設のあり方について抜本的に見直し、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公共施設の評価基準に関すること。
- (2) 公共施設の再配置の方針に関すること。
- (3) 公共施設の再配置のための方策及び具体的な取組に関すること。
- (4) 江南市公共施設再配置計画の策定に関すること。
- (5) その他委員会において特に必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、8人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公募市民
- (4) その他優れた識見を有する者

### (委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における審議結果を提言書として取りまとめ、市長に報告する。

(調整会議)

第8条 第3条に規定する委員会の所掌事務の処理に必要な調査及び研究を補助し、並びに委員会の検討内容の実現性及びその実施方策等の検討を行うため、江南市公共施設再配置計画調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、調査、研究及び検討の経過並びにその結果を必要に応じて委員会に報告する。

3 調整会議は、会長、副会長その他の構成員で組織する。

4 会長は市長政策室長を、副会長は秘書政策課長をもって充てる。

5 調整会議の構成員は、課長及びこれに相当する職の者から市長が指定する者をもって充てる。

6 調整会議は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第9条 委員会及び調整会議の庶務は、市長政策室秘書政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月22日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(最初の会議の招集)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。